

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅療養を行う若年のがん患者に対し、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、当該患者が、その希望に応じて、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送るにあたり必要な支援を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成対象者 次条に規定する者
- (2) 申請者 千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業（以下「支援事業」という。）を利用しようとする者（対象者が未成年である場合は、その法定代理人とする。）
- (3) 利用者 現に支援事業の利用決定を受けている者

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 申請時及び利用時に市内に住所を有する40歳未満の者
- (2) がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わない者に限る。）

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が在宅で生活するために必要とする、次の各号のいずれかに該当するサービス（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が指定した事業者が提供するサービスに限る）（以下「サービス」という。）を利用する経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項の訪問介護に相当するサービス（これに類するサービスとして市長が適当と認めるものを含む。次号及び第3号において同じ。）
- (2) 法第8条第3項の訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 法第8条第12項の福祉用具の借受け又は第13項の購入に相当するサービス（ただし、助成対象者が千葉市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱に基づく日常生活用具の給付の対象となる場合には、給付の対象となる経費を除く。）
- (4) 第9条第1項の利用決定において利用開始日と定められた日以降に利用するサービスであって、現に利用決定を受けている助成対象者を対象とするもの

2 ただし、他の事業において、前項に規定するサービスと同様のサービスを受けている場合、当該サービスに係る経費は助成対象外とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、利用者が利用した対象経費に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てるものとする。）とし、利用者一人につき、ひと月当たり54,000円を限度とする。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている利用者については、一人につき、ひと月当たり60,000円を限度として助成対象経費の全部を助成するものとする。

(サービス提供事業者への依頼)

第6条 事業者へのサービス提供の依頼は、申請者自身が行うものとする。

(支援事業の利用の申請)

第7条 申請者は、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用申請書（様式第1号）（以下「利用申請書」という。）及び千葉市若年がん患者の在宅療養支援事業に係る意見書（様式第2号）（以下「意見書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、意見書は、やむを得ない場合には利用申請書の提出日より後に提出することができるものとする。

2 助成対象者本人が申請者である場合は、利用申請書内で支援事業に係る一切の手続きを民法第643条に基づき委任することができ、受任者は同法第653条第1項第1号の規定に関わらず、支援事業に係る手続きを委任されているものとする。

3 助成対象者本人が申請者であり、かつ助成対象者の死亡時に受任者が指定されていない場合、助成対象者が死亡した時点をもって支援事業に係る手続きは行えないものとする。

(医師の意見の聴取)

第8条 市長は、必要と認める場合には、助成対象者の病状及び治療内容について医師の意見を求めることができる。

(利用決定及び通知)

第9条 市長は、第7条第1項に定める利用申請書を受理した時には、速やかに支援事業の利用の可否を決定し、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用決定通知書（様式第3号）（以下「利用決定通知書」という。）又は千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用不決定通知書（様式第4号）（以下「利用不決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。ただし、意見書が利用申請書より後に提出される場合には、書類を全て受理した後に、又は前条における医師への意見照会にかかる回答を受理した後に支援事業の利用の可否を決定するものとする。

2 前項による利用決定を受けた場合、支援事業の利用期間の始期は、市長が利用申請書の提出を受けた日と第7条第1項の意見書における病名の診断年月日のうち遅い日とする。

(変更等の届出義務)

第10条 利用者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当したときは、

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用変更（中止）届出書（様式第5号）（以下「利用変更（中止）届出書」という。）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき
- (2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき
- (3) 第3条の各号に定める助成対象者に該当しなくなったとき

（利用変更の確認及び利用中止の決定の通知）

第11条 市長は、第10条に定める利用変更（中止）届出書を受理したときは、届出内容について確認のうえ、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用中止決定通知書（様式第6号）又は千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用変更通知書（様式第7号）により、届出者に通知するものとする。

（利用の中止又は取消し）

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を中止し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 症状の悪化等により支援事業を受けることが困難であると認められるとき
- (2) 市長が支援事業を利用することについて適当でないとき

2 市長は、前項に定める支援事業の中止または取消しをしたときは、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用中止（取消）通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付申請及び交付請求、期限）

第13条 助成金の交付を受けようとする利用者は、規則第3条第1項の規定に基づき、月単位で作成した千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付申請書兼交付請求書（様式第9号）（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象経費に係る領収書
- (2) 助成対象経費とするサービスに係る明細書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする利用者は、サービスを利用した日が属する月の月末から起算して2年を経過する日までに、当該サービスに係る交付申請書を市長に提出するものとする。

（助成金交付の決定及び額の確定）

第14条 市長は、利用者から前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の交付を決定するとともに、助成金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、当該利用者には、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付決定及び額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 第1項の審査の結果、助成金を交付することが不適当と認めたときは、当該利用者には、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金不交付決定通知書（様式第11号）により通知

するものとする。

(助成金の交付)

第15条 規則第16条第1項の規定による補助金の交付請求は、第13条第1項に規定する交付申請書の提出をもって代える。

(交付決定の取消通知)

第16条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

第17条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金返還命令書(様式第13号)によるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

2 改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

※1 申請者 住 所
ふりがな
氏 名

㊟

(自署の場合は押印不要)

対象者が未成年の場合には以下を記入してください。

(対象者との続柄)
(生年月日 年 月 日)
(電話番号)

下記のとおり、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業に係る助成を利用したいので、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付要綱第7条第1項の規定により必要書類を添えて申請します。

なお、利用及び助成の可否、助成額等を判断するため、千葉市職員が下記調査を行うことに同意します。

(次の①から④の□にチェック☑をしてください。)

- ①□ この事業の実施に関し必要な住民基本台帳に記載された情報を閲覧すること (チェックしない場合は申請者及び対象者が記載された住民票の写しを添付してください。)
 - ②□ 医療機関に治療内容を照会すること
 - ③□ 対象サービスの提供事業者に内容を照会すること
 - ④□ 下記の公的制度受給状況や本事業と同様の障害福祉サービス等の利用状況を照会すること
- ※上記②から④のチェックが無い場合、利用決定を行えないことがありますのでご注意ください。

・小児慢性特定疾病	【 無・有 (小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の利用： 無・有) 】
・障害者手帳	【 無・有 (身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳) 】
・特定医療費 (指定難病) の受給	【 無 ・ 有 】
・自立支援医療 (精神通院) の受給	【 無 ・ 有 】
・生活保護の受給	【 無 ・ 有 】

ふりがな		生年月日	年 月 日
対象者氏名 (甲)		年 齡	歳
利用開始 (予定) 日	年 月 日		
住 所	〒		
連絡先	・日中連絡の取れる電話番号： () ・メールアドレス (ある方のみ)：		
受任者 (乙)	甲は、民法第653条第1項第1号の規定に関わらず、乙に千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業に係る一切の手続きを委任します。 ※申請者が助成対象者本人の場合、可能な限り以下を記入してください。(受任者を指定いただくことで、助成対象者本人が手続きを行うことが困難な場合も、受任者が代理として請求等の手続きを行うことができます。)		
	ふりがな		利用者との続柄
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
住 所	電話		
上記委任の件について、承諾しました。 受任者 (自署)			

※1 対象者が未成年の場合は、法定代理人 (保護者等) が申請してください。なお、申請時に法定代理人の本人確認書類の提示 (郵送申請の場合には、写しを添付) が必要です。本人確認書類について：写真付 1点 (運転免許証、住民基本台帳カード、旅券等) 写真なし 2点 (健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、住民基本台帳カード等)

※2 第2号様式を添付してください。

様式第2号

千葉市若年がん患者の在宅療養支援事業に係る意見書

ふりがな			
氏名		生年月日	年 月 日生
住所			
病名 及び 診断年月日	病名		診断年月日
特記事項			
<p>上記の者は、一般に認められている医学的知見に基づき、がん(介護保険法の第2号被保険者が要介護認定又は要支援認定を受ける状態と同等)と判断できる。</p> <p>千葉市長 あて</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>医療機関名 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>医師名 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;">(自署の場合は押印不要)</p>			

様式第3号

第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業に係る助成の利用について、審査の結果、下記のとおり利用を決定したので千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

なお、他の事業において助成等を受られるサービスに係る経費は、本事業による助成の対象外となりますのでご注意ください。

記

- 1 助成対象者
- 2 利用開始日

様式第4号

第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用不決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業に係る助成の利用について、審査の結果、下記のとおり不決定としたので千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 申請書上の対象者
- 2 不決定とした理由

--

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用変更（中止）届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

※届出者 住 所
氏 名

㊟

（自署の場合は押印不要）

対象者が未成年の場合には以下を記入してください。

（対象者との続柄 ）

（生年月日 年 月 日）

（電話番号 ）

年 月 日付け 第 号で決定を受けた、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業に係る助成の利用について、下記のとおり申請内容に変更が生じた（利用する必要がなくなった）ので、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請内容に変更が生じた場合（変更事項を記載してください）

2 支援事業を利用する必要がなくなった場合

<理由> 次のうち該当するものに○を付してください。「ウ その他」とした場合には詳細を記入してください。

ア 利用者が入院することとなった

イ 利用者が亡くなった

ウ その他（ ）

3 対象者に該当しなくなった場合

<理由> 次のうち該当するものに○を付してください。「ウ その他」とした場合には詳細を記入してください。

ア 市外に転居した

イ 40歳に到達した

ウ 他の事業において、支援事業と同様のサービスが受けられることになった
（事業名をご記入ください）

エ その他（ ）

※ 対象者が未成年の場合は、法定代理人（保護者等）が届出してください。

様

千葉市長

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用中止決定通知書

年 月 日付けで届出のあった千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業の利用中止について、下記のとおり決定したので、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 助成対象者
- 2 利用中止年月日

(審査請求等)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

第 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用変更確認通知書

年 月 日付で届出のあった千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用変更（中止）について、下記のとおり変更を確認したので、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 助成対象者
- 2 利用変更の内容

様

千葉市長

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業利用中止（取消）通知書

年 月 日付け 第 号で通知した千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業の利用の決定について、下記のとおり利用の中止（取消）が決定したので、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付要綱第12条により通知します。

記

- 1 助成対象者
- 2 利用中止（取消）年月日
- 3 利用中止（取消）とした理由

--

（審査請求等）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付申請書兼交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

ふりがな

請求者 氏 名

㊟

(自署の場合は押印不要)

(電話番号)

年 月 日付け 第 号で利用決定の通知を受けた千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業について、助成金の交付を受けたいので、千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業要綱第13条の規定により、下記のとおり必要書類を添えて申請(請求)します。

なお、他の制度で下記4に記載したサービス利用料に係る助成は受けておりません。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 利用者 住所 _____
ふりがな _____
氏名 _____

3 請求対象期間 _____ 年 _____ 月分

4 請求内訳

区分	サービス利用料 (A)	助成率 (B)	(A) × (B)	請求額 (C)
① 訪問介護	円			
② 訪問入浴介護	円			
③ 福祉用具貸与	円			
④ 福祉用具購入	円			
合計 (①+②+③+④)	円	9/10	円	円

※この請求書は、月ごとに作成してください。

※サービス利用料は支払った対象経費を全てご記入ください。なお、他の事業において経費の一部の助成等が受けられる場合は、当該助成の対象となったサービスに係る経費を除いたサービス利用料をご記入ください。

※請求額(C)には、(A)×(B)と54,000円の低い方の額をご記入ください(1円未満の端数が生じる場合は切り捨てる)。

※生活保護世帯(昭和25年法律第144号)に属する方はサービス利用料上限6万円の範囲内で自己負担額が免除となります。受給証明を添付して下さい。

5 振込口座

振 込 先	金融機関名	銀行 信金 信組 農協	本店 支店						
	預金種別	1 普通	2 当座	口 座 番 号					
	(ふりがな) 口座名義人								

※振込先は、利用者または利用申請時に指定した受任者の口座をご記入ください。

【添付書類】

- 領収書(原本)
- 利用サービスに関する明細書(写し)
- 振込先が確認できるもの(写し)

様

千葉市長

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付決定及び額確定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金の交付について、次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条及び第 13 条の規定により通知します。

記

1 助成対象者

2 交付申請額 円

3 助成金の交付決定額 円

4 助成金の確定額 円

5 一部不交付の場合の理由

--

6 その他

(審査請求等)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市長

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金の交付について、次の理由により不交付とすることを決定したので、千葉市補助金等交付規則第 4 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 助成対象者

2 不交付とした理由

--

(審査請求等)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市長

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付で千葉市指令第 号により通知した千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金の交付決定の全部（一部）を下記のとおり取消したので、千葉市補助金等交付規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

記

1 助成対象者

2 交付決定額 円

3 取消し後の交付決定額 円

4 取消しとした理由

--

（審査請求等）

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市長

千葉市若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 18 条第 1 項（第 2 項）の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 助成金の交付決定（確定）額 円
- 2 既交付額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還を命ずる理由
- 6 返還方法

（審査請求等）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。